

港区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給 必要書類一覧表

	提出書類等	具体的な書類例	○→必須 △→場合により必要	確認欄
①	自立支援金支給申請書	(第1号様式)	○	
②	自立支援金支給確認書	(第2号様式)	○	
③	本人・世帯構成の確認書類の写し	住民票(世帯全員分)の写し ※マイナンバーの記載がなく、かつ発行日から3か月以内のもの	○	
④	【世帯全員分】 収入関係書類の写し	給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険受給資格証明書、年金手帳、各種福祉手帳、年金・手当等の振込記録(通帳)など	○	
⑤	【世帯全員分】 金融資産関係書類の写し	預貯金通帳または残高証明の写し ※お持ちの口座(休眠口座・ネットバンク含む)全て ※必ず申請日の直近で記帳	○	
⑥	振込口座関係書類	金融機関の通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかる部分)	○	
⑦	ア	総合支援資金の再貸付が終了した、または借入最終月であることを確認できる書類の写し等	△ ※⑦ア(1)がない場合は⑦イが必要	
	イ		△ ※⑦ア(1)がない場合のみ	
	ウ	再貸付の不承認通知の写し	△ ※⑦ウがない場合は⑦エが必要	
	エ	再貸付が不承認であることを確認できる書類の写し等	△ ※⑦ウがない場合のみ	
	オ	再貸付の申請ができなかったことを確認できる書類の写し等	△	
⑧	ア	緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付が終了した、または最終借入月であることを確認できる書類 (令和4年1月以降に新たに申請する場合)	△ ※⑧ア(1)がない場合は⑧イが必要	
	イ		△ ※⑧ア(1)がない場合のみ	
⑨	(生活保護申請中の方) 生活保護の申請をしていることがわかる書類の写し	保護申請書(保護の実施機関の受領印があるもの)の写し	△	

※⑦及び⑧は、該当する番号の内、いずれかの書類の提出が必要

今後の生活の自立に向けて、以下の活動を行うことが必要です。

※活動が確認できない場合には、支給中止となります。

公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと(具体的には下記①~③)

- ① 月1回以上、自立相談支援機関(港区生活・就労支援センター)の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

※ ①~③の活動は所定の様式で報告を行っていただきます。

報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

ただし、申請時に生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあることが確認できる場合は除きます。